

○越前町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 越前町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59条)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下、「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議、並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱(平成23年国総計第97号ほか)第3条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善計画(以下この条において「改善計画」という。)の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 交通計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 交通計画及び改善計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 町営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者21人以内で組織する。

- (1) 越前町長又はその指名する町の職員
- (2) 福井県知事の指名する職員
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 公益社団法人福井県バス協会の代表
- (5) 一般社団法人福井県タクシー協会の代表
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 学識経験者
- (8) 中部運輸局福井運輸支局長又はその指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

(任期)

第5条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条の委員の内、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長、副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は会長が招集し会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届け出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うこと、並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

6 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取り扱い)

第8条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努める。

(分科会)

第9条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、越前町企画財政課公共交通対策室に置き、会議の庶務は公共交通対策室において行う。

3 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、次の各号をもって充てる。

- (1) 越前町からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置き、第4条に規定する委員の中から会長が指名する。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年12月18日から施行する。

(越前町地域公共交通会議要綱の廃止)

- 2 越前町地域公共交通会議設置要綱(平成19年越前町訓令第10号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後最初に委嘱される委員の任期は、令和4年3月31日までとする。
- 4 第7条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後最初に行われる会議は、町長が招集する。